

庁舎仕上げ標準（暫定修正案）

昭和48年3月

建設大臣官房官庁営繕部建築課

修正内容について

この暫定修正案は、昭和46年制定の庁舎仕上げ標準のうち、3章内部仕上げ表について、主に次の点を対象として修正したものである。

1. 内装不燃化の徹底をはかる。
2. 石綿吹付けを取り止める。
3. 階段裏の塗り仕上げを取り止める。
4. 浴室などの小部屋で溶剤型の塗料を使うことを取り止める。
5. 床のビニルタイルなどを新しいJISの名称にあわせるとともに、種類を統合する。